

福祉用具購入費申請の手続きについて

○ご利用できる方

- 1 要介護等の心身の状況や住宅の状況等に照らして必要な福祉用具であり、福祉用具指定事業者から購入すること。
④対象種目以外の福祉用具を購入した場合、福祉用具指定事業者以外から購入した場合は全額自己負担となります。
- 2 要介護・要支援認定を受けていること。（認定申請中の方は認定結果決定後にこの申請をします。）
- 3 入院・入所中の方は、原則として利用できません。
- 4 介護保険の保険料を滞納していないこと。
- 5 福祉用具購入費の支給限度基準額（年間10万円）を使い切っていないこと。
10万円を限度とし、9割又は8割を支給します。

○福祉用具の種類

1 腰掛便座、便器の底上げ部材

- * 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
- * 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- * 移動可能なポータブルトイレで、居室において利用可能であるもの
- * 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含む） 設置に要する費用については対象外



2 特殊尿器

- * 尿が自動的に吸引されるもので、本人または介護を行う人が容易に使用できるもの
- * 自動排泄処理装置の交換可能部品
④交換可能部品は次の要件を全て満たすもの
 - ・レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるもの
 - ・要介護者又は介護を行う方が容易に交換出来るもの

3 入浴補助用具（座位の保持、浴槽への出入りなど入浴に際しての補助を目的とする用具）

- * 入浴用椅子 座高の高さがおおむね35cm以上のもの、またはリクライニング機能つきのもの
- * 浴槽用手すり 浴槽の縁をはさみこんで固定することのできるもの
- * 浴槽内椅子 浴槽内に置いて利用できるもの
- * 入浴台 浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるもの
- * 浴室内すのこ 浴室内に置いて浴室の床の段差が解消できるもの



4 簡易浴槽

- * 容易に移動できる空気式または折り畳み式などのもので、取水や排水の工事を伴わないもの

5 移動用リフトのつり具の部分

- * 身体に適合し、移動用リフトに連結可能なもの

○申請の流れ

1 購入の相談・検討

購入前に必ずケアマネジャーや福祉用具専門相談員等（ケアマネジャーがない場合は市）に相談をします。

（福祉用具は、介護保険の保険給付対象種目に限られます。）

2 購入・支払い

福祉用具指定事業者から購入します。

購入方法には 2 通りの方法があります。



① 償還払いによる購入方法

指定事業者に福祉用具購入費用を一度、全額支払していただき、申請後に市から支給される助成金を受け取る方法です。

② 受領委任払いによる購入方法

福祉用具購入費用のうち自己負担分（1 割又は 2 割分）と補助対象外分、支給基準限度額を超えた分のみを指定事業者支払い、後に市から支給される助成金（9 割又は 8 割分）は指定事業者が市に直接支払いをする方法です。この方法ですと一時的な費用負担がなくなります。

㊤ただし、次の方は受領委任払いの利用はできません。

◆指定事業者の同意が得られない場合。

◆介護保険料等に滞納がある方。

◆要介護（要支援）の認定結果が出ていない方。

◆入院、入所中の方。

3 支給申請書の提出

購入後に支給申請書と、関係書類を介護保険課介護保険担当に提出します。

① 償還払いによる申請の場合

提出する書類

- 介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書
- 領収書（被保険者名）
- 購入した福祉用具のカタログのコピー（金額の判るもの）
- 福祉用具サービス計画書のコピー（利用者の同意が確認できるもの）

② 受領委任払いによる申請の場合

提出する書類

- 介護保険福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）
- 介護保険福祉用具購入費受領委任払用同意書
- 1 割又は 2 割分の領収書（被保険者名）
- 購入した福祉用具のカタログのコピー（金額の判るもの）
- 福祉用具サービス計画書のコピー（利用者の同意が確認できるもの）
- 指定事業者からの介護保険福祉用具購入費（受領委任払）用の請求書

4 給付支給決定通知書の交付

市は、支給申請書の提出を受けて、給付費を決定し申請者に通知します。

㊤受領委任払いの場合は、指定事業者にも給付費を決定し通知します。

5 給付費の支給

給付費は、申請のあった日から 30 日前後で支給されます。

㊤受領委任払いの場合は、指定事業者を支払われます。

お問い合わせ先

山梨市役所 高齢者・介護支援課 介護保険担当

TEL 0553-22-1111 内線 1222～1225